

人口問題研究

第五卷 第一號

調査研究

育児費調査結果の概要 (一)

關山直太郎

- 第九 子女數と一般生活費及育児費合計額
- 第十 子女數と室數及學數
- 第十一 子女數と衣料切符消費量
- 第十二 要約(以上本號)

第六 子女數と育児費總額

育児費に就ても一般生活費と同様二月中に直接子供の養育のため支出した現金額のみを記入せしむることとした。内譯は牛乳代以下八種に分けたが、簡單に其説明を加ふれば左の通りである。

- 第一 序説
 - 第二 所得階級別の扶養子女數
 - 第三 子女數と一般生活費總額
 - 第四 子女數と一般生活費の内譯
 - 第五 同一所得階級に於ける子女數と一般生活費の内譯(以上前號)
 - 第六 子女數と育児費總額
 - 第七 子女數と育児費の内譯
 - 第八 同一所得階級に於ける子女數と育児費の内譯
-
- 牛乳代 乳製品をも含む。大人の飲用した分は勿論除外される。
 - 間食代 菓子、果物、飲料等食事時以外に給する「おやつ」の費用。之も大人が食べた分は除外される。
 - 身の廻り品代 靴、靴下、下駄、草履等。尙帽子(學帽を含む)、徽章、櫛、髮飾、リュックサック代等も含まれる。
 - 玩具代 各種玩具、愛玩品等の外運動具代を含む。
 - 教育費 月謝、保護者會費、教科書、雜誌、繪本、各種學用品代其他學校に納むる費用。旅行積立金は之にはいるも、學校貯金や肝油代、學校給食費等は除かれる。
 - 保健費 散髮料、入浴料の外學校で給する肝油、滋養劑等の費用を

含む。

醫療費 醫藥費、療治費、豫防費、看護婦料等。
其の他 通學費、學校以外での稽古費等。

先づ育児費總額に就き、所得階級別、子女數別の一覽表を示さう。

第十三表 所得階級別、子女數別育児費總額

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
總平均	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
一子	一・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
二子	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
三子	五・〇	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
四子	六・八	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
五子	七・六	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
六子	八・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
七子	九・四	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上

(二) 市 部

子女數	總平均	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
總平均	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
一子	一・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
二子	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
三子	五・〇	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
四子	六・八	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
五子	七・六	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
六子	八・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
七子	九・四	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上

(三) 郡 部

子女數	總平均	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
總平均	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
一子	一・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
二子	三・三	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
三子	五・〇	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
四子	六・八	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
五子	七・六	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
六子	八・五	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上
七子	九・四	六〇円	八〇円	一〇〇円	一四〇円	一六〇円	一八〇円	二〇〇円	二〇〇円以上

以上に依て觀れば、育児費總額の全國總平均は二二圓二四錢であつて、之を所得別に見れば六〇圓未満の七圓一七錢を最低として、漸次進増して二〇〇圓以上の三六圓二四錢となつて居り、大體に於て所得が二〇圓増加するに従て、平均三圓八〇錢だけ育児費は増加してゐる。之を更に郡市別に觀れば、市部に於ける總平均は三〇圓〇三錢であつて、六〇圓乃至八〇圓階級の六圓一四錢を最低として、之亦所得の増大に従て略々進増し、二〇〇圓以上の四一圓六八錢を最高としてゐる。唯八〇圓乃至一〇〇圓階級が稍々例外的な高さを示してゐるが、大體に於て所得額が二〇圓増すに従て、平均五圓〇八錢の増加である。又郡部に於ては總平均一七圓七〇錢であつて、やはり六〇圓未満の七圓一七錢を最低として、順次増加して一六〇圓乃至一八〇圓階級の二四圓三八錢を最高としてゐる。一八〇圓以上の所得者に於ては再び多少低下を示してゐるが、之は所得者の實數が極めて

少ない爲に起つた特例である。今一八〇圓未満の所得者に限つて考ふれば、平均二圓八七錢の増加となる。

次に育児費總額が平均所得額の幾%に當るかを觀れば次表の如くであつて、市部に於ては平均二〇%、郡部に於ては一五・七%、全國平均一七・六%を示して居り、各所得階級に於ける占むる割合は、郡部に於ては明かに所得の増大と共に低下する傾向があるが、市部に於ては必ずしも然らず、概して云へば固定的であり、又全國平均に於ても一七%前後に於て略々

固定してゐるといふことが出来る。

次に一子世帯の育児費を基準として、二子以上の世帯の育児費が如何に變化するかを指數を以て示せば次の如くである。

第十四表 一子世帯を基準とせる所得階級別子女數別育児費總額の指數

(一) 全國

子女數	總平均	六〇円未満	六〇円以上	八〇円未満	八〇円以上	一〇〇円未満	一〇〇円以上	一四〇円未満	一四〇円以上	一六〇円未満	一六〇円以上	一八〇円未満	一八〇円以上	二〇〇円以上
一子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二子	一三三・七九	一八八・四八	一一九・二一	一一五・七三	一二四・四二	一二四・七五	一五九・七〇	一五三・八三	一二五・三九	一一〇・七九	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一一〇・〇〇
三子	一五七・九九	—	一五一・四七	一五五・六六	一三五・九三	一四五・四七	一七二・六二	一五一・九四	一五五・二二	一一一・七二	一一一・〇〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇	一一一・〇〇
四子	一七八・二四	八九・二一	一九五・九六	一三五・八一	一五三・一九	一二五・九〇	二二八・六二	一六〇・一五	一九五・一三	一一三・四七	一一三・〇〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇	一一三・〇〇
五子	一八〇・六九	—	一〇一・四七	一四八・六一	一二八・三五	一四二・四二	一九八・九五	一七一・六三	一四〇・〇〇	一一七・〇〇	一一七・〇〇	一一七・〇〇	一一七・〇〇	一一七・〇〇
六子	二三七・九九	—	—	二〇九・七四	一六三・七九	一七四・九二	二四八・七六	三一九・一三	一〇五・四四	一〇八・三〇	一〇八・三〇	一〇八・三〇	一〇八・三〇	一〇八・三〇
七子	二五四・二九	—	—	—	四一五・四四	一七〇・八八	一九二・五二	—	—	—	—	—	—	—

(二) 市部

子女數	總平均	六〇円未満	六〇円以上	八〇円未満	八〇円以上	一〇〇円未満	一〇〇円以上	一四〇円未満	一四〇円以上	一六〇円未満	一六〇円以上	一八〇円未満	一八〇円以上	二〇〇円以上
一子	一〇〇・〇〇	—	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二子	一三四・九七	—	七九・〇二	一二七・八四	一三四・六四	一六二・四九	一五八・三四	一三九・七四	一〇五・五三	—	—	—	—	—
三子	一五七・二〇	—	二三・六七	一八七・三七	一七〇・三七	一七二・〇八	一七二・一一	一七七・九六	一三四・三五	—	—	—	—	—
四子	一九一・五二	—	—	一〇三・四八	一四一・六七	二七五・九九	一六二・八二	二二〇・七九	一二二・六二	—	—	—	—	—
五子	一九六・二五	—	—	九六・二五	一六八・七三	二二七・六四	一八四・二二	一五六・一五	一六九・六七	—	—	—	—	—
六子	二四三・七二	—	—	—	二二三・〇八	三五三・〇一	三三三・三九	一〇七・八二	九一・三三	—	—	—	—	—

七 子

(三) 郡 部

子女數	總平均	六〇円未満	六〇円以上 八〇円未満	八〇円以上 一〇〇円未満	一〇〇円以上 一二〇円未満	一二〇円以上 一四〇円未満	一四〇円以上 一六〇円未満	一六〇円以上 一八〇円未満	一八〇円以上 二〇〇円未満	二〇〇円 以上
一 子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二 子	一三七・〇二	一八八・四八	一一七・八〇	一二七・八六	一四六・一三	一二三・〇七	一三九・五七	一三六・八一	七四・七五	一五九・三二
三 子	一六九・〇九	—	一四九・六八	一七九・九一	一六二・七六	一五四・〇〇	一六四・五二	一四九・九一	一〇二・七〇	一三〇・四六
四 子	一八三・七二	八九・三一	一九三・六四	一五四・九六	一九二・四三	一五一・九六	一七六・九九	一六七・二九	一一七・七九	一三五・一五
五 子	一九一・三二	—	一〇〇・二七	一六九・五七	一六一・一八	一七五・三九	二一四・五五	一四二・五五	三一・八七	一四九・八七
六 子	二六九・六七	—	—	二三九・三二	二〇五・四六	二一八・〇二	二〇九・八二	三四八・五八	九六・六一	二一八・五七
七 子	三三五・二一	—	—	—	五三一・一三	二一九・七八	二三三・三〇	—	—	—

第十四表に依て之を觀れば、豫め想像せられる通り、育児費總額は一般に子女數の増加に従て遞増することが窺はれる。即ち市部に於ては一子の場合に對して、二子は約三五%、三子は五七%、四子は九二%、五子は九六%、六子は一四四%を増嵩し、五子に至り約倍額となり、六子では二倍半近くを示してゐる。又郡部では二子は三七%、三子は約七〇%、四子は約八四%、五子は約九一%、六子は約一七〇%、七子は約二三三%を増嵩し、同じく五子で約倍額となり、六子は二倍半以上、七子は三倍半近くを示してゐる。之を全國平均に就てみれば、二子は三四%、三子は五八%、四子は七八%、五子は八一%、六子は一三八%、七子は一五四%を増嵩して、やはり五子で二倍近く、六子で二倍半近く、七子で二倍半以上を示してゐるのである。

各所得階級に就て詳細に觀察することは後節に譲るが、茲に最頻値の所得階級に就て略説すれば、市部(一二〇圓以上二四〇圓未満)に於ては二子で約三五%、三子七〇%、四子四二%、五子六九%、六子一・三%の増嵩

であつて、三子の育児費が比較的高くなつてゐる。又郡部では(一〇〇圓以上一二〇圓未満)二子四六%、三子六三%、四子九二%、五子六一%、六子一〇五%、七子四二%の増嵩であつて、四子の育児費が比較的高い。七子が著しく高くなつてゐるのは例外的なものと認められる。市郡を併せた全國平均では(一〇〇圓以上二二〇圓未満)、二子二四%、三子三六%、四子五三%、五子二八%、六子六四%、七子三一五%増となつてゐる。尙竝數前後の所得階級に就ても、大體遞増の傾向は認められるが、其傾向は必ずしも規則的とは云ひ難い。其理由は育児費の内譯を檢討するとに依つて明とならう。

第七 子女數と育児費の内譯

育児費の内譯は既記の如く牛乳代以下「其他」迄八種に之を分けた。而して此等の費目は子女の多寡に依つて如何様な變化を示すであらうか。先づ總平均に就て之を子女數別に表示すれば次の如くである。

第十五表 子女數別育兒費内譯

(一) 全 國

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總平均	三・四	三・〇七	四・〇六	四・〇四	一・五	二・五	一・五	五・七	三・三
一子	一・五	一・九〇	三・元	三・八	一・九	九	九	四・七	三・五
二子	三・四	三・〇六	四・二五	三・七	一・六	三・〇	一・五	五・五	六・〇
三子	五・〇	三・三	五・五	四・七	一・四	三・三	一・八	六・〇	七・四
四子	六・〇	三・四	五・五	四・九	一・四	四・三	三・六	六・七	九・三
五子	六・八	三・四	五・八	六・五	一・五	四・五	三・八	四・五	九・三
六子	七・〇	三・三	七・五	六・七	一・八	六・九	三・一	八・九	九・四
七子	八・〇	三・八	一〇・九	一〇・三	一・三	四・六	三・四	五・五	一〇・三

(二) 市 部

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總平均	三・〇	三・〇五	五・三	四・九	三・四	三・八	三・〇	七・六	一〇・二
一子	三・五	三・七	三・九	三・六	三・九	一・七	一・五	六・九	九・七
二子	元・四	二・七	五・四	四・七	三・五	三・八	三・三	七・五	九・二
三子	三・九	三・六	六・六	五・九	一・九	四・六	三・九	七・七	一〇・〇
四子	四・五	三・三	七・七	六・六	一・九	五・七	三・元	一〇・八	一〇・一
五子	四・七	四・四	九・三	八・八	一・九	六・六	四・〇	五・六	一〇・三
六子	五・三	六・八	九・八	六・七	三・七	九・五	四・九	二・九	一〇・三

第十六表 一子世帯を基準とせる子女數別育兒費内譯の指數

(一) 全 國

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二子	一三三・七九	一〇八・四二	一七三・六四	一三〇・七七	八七・八三	二二八・五七	一七〇・三三	一一五・七九	一七一・四三
三子	一五七・九九	一一一・五八	二二一・三〇	一六四・六九	七八・三一	三五四・九五	二〇五・四九	一二六・三二	二一一・四三
四子	一七八・二四	一一二・六三	二三一・三八	一七四・一三	七六・七二	五〇八・七九	二二六・三七	一四一・〇五	二六五・七一

育兒費調査結果の概要(二)

七子

(三) 郡 部

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總平均	一・七	一・五	三・四	三・五	一・八	二・六	一・三	四・三	四・〇
一子	一・三	一・三	二・二	二・三	一・六	二・三	一・五	三・三	三・七
二子	一・六	一・五	三・三	三・七	一・九	二・六	一・七	四・五	四・二
三子	三・〇	一・五	四・七	四・七	一・四	三・六	一・三	五・八	四・九
四子	三・三	一・五	四・五	四・七	一・三	四・三	一・四	四・七	四・一
五子	三・五	一・四	四・四	五・三	一・七	四・二	一・六	四・〇	四・一
六子	三・三	二・三	六・六	六・八	一・四	六・四	一・七	七・八	一〇・三
七子	四・〇	三・八	一〇・九	一〇・三	一・三	四・六	三・四	五・五	一〇・三

右に依てみれば、育兒費の内譯費目の大小順位は、郡部、市部共に大差なく、醫療費、間食費、身の廻品費、教育費等が比較的大を占め、牛乳代、玩具代、保健費、其の他の順位を以て之に亞いでゐる。唯市部と郡部と異なるのは、郡部では身の廻品費が第二位を占め、間食費が第三位となつてゐるのに對し、市部では之が逆になつてゐる點だけである。但し各費目共市部が郡部に比し著しく大であることは云ふ迄もない。

次に一子世帯を一〇〇として、子女數別の指數を示せば左の如くである。

子女數	(一) 市		(二) 郡		(三) 部				
	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻品代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
二	一三四・九七	一〇四・三六	一九四・二七	一二九・三六	八八・一〇	二四〇・一七	二〇二・六一	一一二・五六	一九三・六二
三	一五七・二〇	一一八・五五	二三八・七一	一六三・一六	六五・六五	三七四・三六	二五三・九一	一一五・一〇	二五五・三二
四	一九一・五二	一二〇・三六	二八五・六六	一三七・四一	六六・六七	四八七・一八	二八六・〇九	一六二・三三	四二七・六六
五	一九六・二五	一六一・〇九	三三〇・一一	二四五・九三	六四・九七	五三五・〇四	三五一・三〇	八三・八六	四二九・七九
六	二四三・七二	二四八・三六	三二九・〇三	一八五・八七	九三・五四	八一六・二四	四二八・七〇	一七八・六二	一五五・三二
七	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五	子	一八〇・六九	一三〇・〇〇	二四五・六一	二二二・三八	八〇・九五	五二一・九八	二六一・五四	二六二・八六
六	子	二三七・九九	一七七・八九	二九四・九八	二二七・〇六	九五・七七	七六七・〇三	二二〇・七七	二六八・五七
七	子	二五四・二九	一四七・三七	四五九・四一	三七一・六八	八五・七一	五一四・二九	三八二・四二	一七七・一四

之に依て見れば、教育費、間食費、「其の他」及保健費は大體此順序を以て増嵩してゐるのに對して、身の廻品代、醫療費及牛乳代は増嵩率比較的微少であり、玩具代は明かに減少してゐる。殊に教育費は一子を増す毎に倍數以上の増嵩を示してゐるが、之は子女の多い家庭は勢ひ教育費の比較的高い高學年の兒童を持つてゐる故であり、又牛乳代及玩具代は乳幼児のみの費用であつて、子女の多少に餘り影響されないためであらう。身の

廻品代が案外に増嵩しないのは、長子女からの譲り物で間に合ふことが多い故であるべく、此點子供用衣料費の場合と大體同じであると認められる。尚ほ本節に掲げた育児費總額と、第四節中に掲げた一般生活費中の衣料費の内子供用衣料費とを合計したものを、假に直接の育児費合計總額と看做し、之を子女數別に分け、且つ一子を基準とせる指數を出して見れば次

の如くである。

第十七表 育兒費總額と子供用衣料費との合計額

(一) 全 國

子女數	育兒費總額	子供用衣料費	合 計	一子を二〇〇とせる指數
總平均	二二・二四	七・四三	二九・六七	一〇〇
一子	一五・九五	六・六五	二二・六〇	一〇〇
二子	二一・三四	八・一一	二九・四五	一三〇
三子	二五・二〇	九・六六	三四・八六	一五四
四子	二八・四三	一〇・七八	三九・二一	一七三
五子	二八・八二	一三・五七	四二・三九	一八八
六子	三七・九六	一一・五五	四九・五一	二一九
七子	四〇・五六	一六・一〇	五六・六六	二五一

(二) 市 部

子女數	育兒費總額	子供用衣料費	合 計	一子を二〇〇とせる指數
總平均	三〇・〇三	八・二九	三八・三二	一〇〇
一子	二一・五九	八・一一	二九・七〇	一〇〇
二子	二九・一四	九・三六	三八・五〇	一三〇
三子	三三・九四	一一・〇六	四五・〇〇	一五二
四子	四一・三五	一一・五二	五二・八七	一七八
五子	四二・三七	一五・七〇	五八・〇七	一九六
六子	五二・六二	一一・〇〇	六三・六二	二一四
七子	—	—	—	—

(三) 郡 部

子女數	育兒費總額	子供用衣料費	合 計	一子を二〇〇とせる指數
總平均	一七・七〇	六・九二	二四・六二	一〇〇
一子	一二・一〇	五・六三	一七・七三	一〇〇

育兒費調査結果の概要(一)

二子	一六・五八	七・三五	二三・九三	一三五
三子	二〇・四六	八・九一	二九・三七	一六六
四子	二二・二三	一〇・四三	三二・六六	一八四
五子	二三・一五	一二・六八	三五・八三	二〇二
六子	三二・六三	一一・七五	四四・三八	二五〇
七子	四〇・五六	一六・一〇	五六・六六	三二〇

即ち直接育兒費の合計額は全國總平均二九圓六七錢、市部總平均三八圓三二錢、郡部總平均二四圓六二錢となり、之を總所得平均額に對比すれば、全國平均では二三%、市部では二六%、郡部では二二%を占むることとなる。又一子世帯の育兒費合計額を一〇〇とすれば、全國平均に於ては二子は三〇%、三子は五四%、四子は七三%、五子は八八%、六子は一一九%、七子は二五%を増すこととなる。市部と郡部との増高率を比較すれば、郡部が稍高く、五子で二倍強となり、六子で二倍半、七子で三倍以上となるに對し、市部は五子で二倍弱、六子で二倍強となるに過ぎない。

第八 同一所得階級に於ける

子女數と育兒費の内譯

一般生活費の内容が所得の多寡に依つて如何なる變動を示すかを見るために、之を更に各所得階級に細分して觀察したが、育兒費の内容に就ても同様の方法によつて吟味してみることとする。先づ實數を所得階級別、子女數別に掲げる。

第十八表 所得階級別、子女數別育兒費内譯

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上二〇〇圓未満

子女數	世帯數	總 額	牛乳代	問食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫藥費	其他
總 數	六六	一、五〇六	一、〇六	二、四	一、三〇	一、三	六	四、三	五	

(2) 一〇〇圓以上二二〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	三	一三・五	一・七	二・八	一・六	一・四	一・七	一・三	一・三	一・五
二子	三	一五・五	一・七	二・七	一・二	一・三	一・三	一・六	一・七	一・〇
三子	九	三〇・七	一・七	四・〇	一・四	一・三	一・五	一・五	一・五	一・七
四子	三	一八・三	一・四	三・九	一・五	一・三	一・三	一・四	一・四	一・八
五子	八	一九・八	一・八	四・四	一・九	一・元	一・八	一・八	一・四	一・八
六子	一	一六・〇	一・五	三・五	一・〇	一・五	一・七	一・七	一・四	一・〇
七子	一	一〇・〇	一・〇	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

(3) 二二〇圓以上二四〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	七	一七・七	一・八	三・六	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
二子	三	一七・七	一・八	三・六	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
三子	三	一九・七	一・八	四・三	一・七	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
四子	二	二二・三	一・九	四・九	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
五子	三	二八・元	一・九	四・六	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
六子	一	三三・四	二・〇	五・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
七子	一	五〇・〇	二・〇	五・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

(4) 二四〇圓以上二六〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	八	三三・四	二・〇	四・三	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八	一・八
二子	一	一八・四	二・二	三・六	一・五	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
三子	三	三三・六	二・六	四・九	一・八	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
四子	三	三三・九	一・五	四・七	一・七	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
五子	四	三三・三	一・三	五・六	一・七	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
六子	三	三三・八	一・三	四・八	一・九	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
七子	一	三三・四	一・三	三・〇	一・六	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

(5) 二六〇圓以上二八〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	四	一六・八	二・七	二・五	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
二子	一	一五・八	二・九	四・美	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
三子	二	一七・九	三・四	五・六	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
四子	七	二六・九	三・六	六・五	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
五子	七	三三・九	三・八	五・四	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
六子	六	四〇・五	三・九	七・七	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
七子	一	三三・五	三・〇	四・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

(1) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一七	一八・六	二・七	三・六	一・八	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
二子	四	三三・八	二・四	四・九	一・八	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
三子	三	三三・〇	一・七	八・五	一・七	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

(二) 市 部

(1) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	世帶數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一七	一八・六	二・七	三・六	一・八	一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
二子	四	三三・八	二・四	四・九	一・八	一・六	一・六	一・六	一・六	一・六
三子	三	三三・〇	一・七	八・五	一・七	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

四子	二	一九三三	—	五二五	二五五	一五〇	二二三	四〇〇	三九五	—
五子	二	一七九一	一五五	五二六	三〇〇	一三〇	四一九	三三八	—	—
六子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一一〇圓以上一四〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	三五	三六五	二七八	四〇四	四九〇	三六九	二二三	二〇六	七四〇	六
一子	一	二〇七八	二七二	三六五	三二四	三三三	九二	一八	五八九	四三
二子	一	二七〇七	三〇四	四七五	四〇五	二六六	一〇九	二二五	七九七	三三
三子	一	三〇六六	三〇九	五七九	五三三	一五九	三二二	二七八	一〇三三	一三五
四子	一	三六五九	三〇四	五七九	五九〇	一〇六	五五五	二五五	四〇五	一〇八
五子	一	四〇〇五	三〇〇	五八七	七〇七	一〇六	五五五	三〇〇	三九一	二九二
六子	一	四〇〇〇	八五〇	九〇〇	四〇五	二〇〇	三〇〇	三〇五	一三五〇	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	三九七	三〇七	三三三	五三三	四七九	三三三	三〇〇	三〇三	八〇六	六
一子	一	一七三三	二二五	二八	二七八	一三〇	一七九	一〇七	四八四	四
二子	一	二八三三	三三三	四七五	四七三	三九七	二九	三二七	七四二	四七
三子	一	三〇三三	三〇九	六二五	五三七	一七六	四七	二九	五七	八〇
四子	一	三三三三	三〇九	七九	五〇四	一八	四三	三〇九	一九五	一四〇
五子	一	四〇〇二	二七六	九一〇	一〇六	一九	七四	三〇四	三三	一七
六子	一	四〇〇〇	三〇〇	一七五	四五〇	一七五	九一〇	六五五	三三	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 一六〇圓以上一八〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

總數	三七	三二七	三三三	六六九	五四三	三〇一	四〇四	二七五	六〇九	一五三
一子	三	二〇九	二九四	三三三	三二五	一八五	二〇一	一九	六〇七	三三
二子	六	三三三	三〇五	七二一	五七三	二六六	三三	三三	六五〇	二八七
三子	七	三二二	三〇四	七九	六〇六	三三	四八〇	三〇七	七三三	八〇
四子	八	三〇六	三〇七	八六	五八五	一七六	四九七	三三	四八四	一五〇
五子	三	二八	三〇	七三〇	四九	二四	六七五	四八	七五	三〇〇
六子	三	三三	三〇	九六〇	二四	四七〇	二四	四三	八五	一七
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	五五	二四六	一五	三九六	三九七	一三〇	九	四〇四	二四	—
一子	三	二七〇	一四	一九	二四	一〇	四	六	三四	六
二子	三	二〇六	一五	三三	二二	一四	一〇	四〇九	〇七	—
三子	六	三〇五	一七	四〇六	四五	一五	二〇七	一三	五〇	七
四子	四	一八三	一四	三九	三五	一五	三三	一五	三四	八
五子	八	一九八	八	四〇	四九	一三	三六	一〇	四五	—
六子	一	一八〇	—	三五	六〇	五	九三	三七	四九	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	八四	一七〇	一五	三〇	三〇	一六	一九	一六	四三	三
一子	一	一六	一三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二子	一	一六	一四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三子	一	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四子	一	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

第十九表 所得階級別・子女數別育兒費内譯の百分率

(1) 全 國

五子	三	一八・三	一・六	四・六	四・〇	一・三	三・四	一・七	二・五	三
六子	一	三・四	五・四	四・〇	二・〇	一・〇	三・五	一・七	五・〇	一
七子	一	五・〇	六・三	一五・〇	二五・〇	三・〇	五・〇	五・〇	一〇・〇	一

(3) 一一〇圓以上一四〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	四七	三〇・五	一・三	四・〇	三・八	一・三	二・六	一・元	五・四	五
一子	六	一四・六	一・〇	二・九	二・六	七	一・三	三	四・三	三
二子	一四	一七・五	一・五	三・六	三・五	一〇・七	二・五	一・四	四・三	四
三子	一七	二〇・六	一・五	四・五	三・九	一三	二・四	一・三	七・四	五
四子	七	三・七	一・三	四・四	四・元	九	三・八	一・七	四・美	三
五子	美	五・〇	一・五	四・四	五・六	一	四・〇	一・九	五・四	三
六子	二	三・〇	一・四	四・四	六・三	一	六・七	三	九・九	一
七子	一	三・四	一	三・〇	六・三	七	三・四	三・五	四・〇	一

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一八	二・五	一・七	三・六	四・四	一・三	三・美	一・六	四・九	五
一子	三	一・五	一・〇	二・〇	二・三	三	一・四	七	五・七	三
二子	四	一・九	一・三	三・五	四・七	一	二・七	一・五	四・六	七
三子	四	三・五	一・五	四・四	五・九	六	三・五	一・三	五・五	八
四子	美	四・六	一・五	五・〇	四・美	一・四	五・七	一・九	四・美	六
五子	三	元・五	二・五	四・六	六・〇	一・九	六・八	二・四	五・三	四
六子	四	元・七	二・六	六・〇	九・三	一・五	四・五	九	二・七	一・四
七子	一	三・五	二・〇	四・五	一〇・六	二・〇	五・九	一・六	三・五	一・五

今、以上の費目に就て、子女數別の變動が如何に現はれてゐるか容易に觀察するために、一般生活費の場合と同様、總額に對する各費目の百分率を夫々算出してみよう。第十九表は即ち之である。

(1) 全 國

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未滿

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一〇〇・〇	一〇・〇	一八・七	一八・四	八・元	七・七	六・五	三・五	九・六
一子	一〇〇・〇	三・三	一四・七	一六・三	二・〇	三・六	五・元	三・美	一・三
二子	一〇〇・〇	九・七	二・四	一七・三	七・八	七・九	六・六	六・六	一・三
三子	一〇〇・〇	八・六	九・四	二・三	七・七	九・七	六・五	六・三	一・三
四子	一〇〇・〇	七・七	三・四	一九・三	四・九	三・〇	六・八	一・九	九
五子	一〇〇・〇	四・四	三・八	二・五	七・一	一・三	五・四	三・八	一
六子	一〇〇・〇	一	三・五	三・七	一・七	三・三	一・三	一・七	五・〇
七子	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未滿

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一〇〇・〇	九・元	一九・三	三〇・三	七・七	九・九	六・九	三・五	四・六
一子	一〇〇・〇	二・七	一四・七	三〇・八	一〇・七	四・四	五・九	三・九	三・三
二子	一〇〇・〇	一〇・六	三・美	一八・七	七・美	七・四	六・四	七・八	七・三
三子	一〇〇・〇	七・三	二・七	三〇・六	六・美	一三・九	七・四	二・七	一・四
四子	一〇〇・〇	八・三	一九・三	一九・〇	五・三	一五・三	六・四	四・五	九・三
五子	一〇〇・〇	八・六	三・三	二・六	六・七	一八・九	六・八	一・一	六
六子	一〇〇・〇	四・六	一・七	九・〇	四・七	一五・〇	七・六	三・八	一
七子	一〇〇・〇	二・四	三・五	三・四	五・七	八・四	八・四	六・九	一

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未滿

子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
總數	一〇〇・〇	八・六	一八・元	一七・四	七・九	一〇・五	七・九	七・六	二・五

一	子	100.00	3.55	14.56	16.33	13.66	5.75	5.55	9.04	2.33
二	子	100.00	8.61	18.33	17.83	9.00	9.18	7.69	37.04	1.70
三	子	100.00	8.55	18.33	15.66	5.55	10.94	7.55	30.63	3.66
四	子	100.00	6.66	30.00	19.00	4.00	18.66	8.00	19.01	3.33
五	子	100.00	4.44	3.55	3.00	5.55	16.00	7.55	19.75	3.00
六	子	100.00	6.33	14.00	18.66	4.00	18.44	3.00	32.71	3.33
七	子	100.00	—	14.80	30.00	3.55	10.00	3.55	33.00	—

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	9.99	17.89	17.55	6.00	13.07	7.55	35.00	2.33
二	子	100.00	13.99	15.66	16.00	6.55	10.66	5.83	3.33	1.75
三	子	100.00	11.55	16.87	18.77	9.77	10.66	7.83	35.21	1.99
四	子	100.00	7.33	17.33	13.55	4.00	13.99	6.66	33.96	2.75
五	子	100.00	8.79	16.90	12.90	5.55	10.66	8.00	15.91	1.96
六	子	100.00	7.33	19.66	19.00	3.90	14.66	6.74	35.00	3.01
七	子	100.00	7.55	15.55	34.00	3.55	18.94	5.14	9.97	5.94

(5) 一六〇圓以上一八〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	9.75	30.55	16.55	6.66	33.33	7.55	17.66	6.66
二	子	100.00	13.33	18.33	14.66	9.33	9.55	5.71	35.71	4.33
三	子	100.00	8.99	30.77	15.55	6.66	9.99	6.66	8.00	14.00
四	子	100.00	9.66	30.55	18.77	5.55	14.00	7.66	30.18	2.66
五	子	100.00	10.83	30.99	17.66	5.55	8.99	7.81	15.33	3.44
六	子	100.00	7.00	17.55	14.55	4.73	17.00	1.94	18.88	9.33
七	子	100.00	14.33	30.55	17.99	5.66	18.33	5.66	14.66	2.77

(一) 市 部

(1) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	2.00	16.55	19.66	2.21	5.00	7.77	17.94	1.50
二	子	100.00	3.66	30.10	30.84	3.55	2.66	5.55	3.55	1.83
三	子	100.00	9.80	30.66	16.00	9.80	6.74	9.55	6.66	1.55
四	子	100.00	5.66	30.00	19.71	8.99	13.55	8.77	8.00	3.00
五	子	100.00	—	30.66	13.99	7.76	1.55	30.66	30.00	—
六	子	100.00	8.66	7.70	16.66	7.33	34.00	14.55	—	—
七	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一二〇圓以上一四〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	2.00	16.66	16.66	10.25	8.00	7.77	17.91	2.00
二	子	100.00	13.33	13.33	15.55	6.66	4.55	5.55	19.91	2.00
三	子	100.00	9.55	17.55	16.66	10.55	6.66	8.66	19.55	1.33
四	子	100.00	10.55	16.84	15.55	5.66	10.77	8.00	19.77	3.99
五	子	100.00	8.55	30.55	18.55	4.66	19.00	8.99	15.00	3.76
六	子	100.00	0.99	30.77	20.55	4.88	16.66	8.83	8.55	8.55
七	子	100.00	19.77	30.55	10.00	4.55	6.99	8.00	19.07	—

(3) 一四〇圓以上一六〇圓未満

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	10.76	17.55	15.55	6.66	12.00	7.83	15.55	2.55

一	子	100.00	156.6	155.5	157.7	77.6	10.6	67.7	27.4	1.5
二	子	100.00	126.6	126.3	126.5	10.7	10.4	75.8	35.8	1.4
三	子	100.00	115.5	115.2	115.7	5.8	13.5	93.3	18.7	2.4
四	子	100.00	86.6	86.9	87.3	3.4	9.5	78.8	30.6	2.8
五	子	100.00	68.8	68.5	68.8	4.7	19.8	75.8	8.4	3.9
六	子	100.00	48.8	48.9	49.3	2.8	14.3	50.5	4.5	—
七	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 一六〇圓以上一八〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	21.5	21.0	17.9	6.3	12.7	8.0	19.5	4.2
二	子	100.00	14.2	14.5	15.0	8.8	9.5	5.7	38.9	1.7
三	子	100.00	9.8	9.4	17.5	7.0	10.1	6.6	19.7	8.6
四	子	100.00	9.5	9.7	19.0	5.6	13.9	8.5	30.4	2.3
五	子	100.00	10.8	10.4	17.3	5.5	14.5	9.7	14.7	4.9
六	子	100.00	6.7	6.8	22.5	5.5	17.4	13.4	19.5	7.7
七	子	100.00	6.5	6.6	17.6	7.5	13.1	7.7	13.9	2.8

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	10.3	10.7	19.8	8.6	8.2	6.5	27.0	9.4
二	子	100.00	11.4	11.9	18.9	13.3	3.7	5.8	39.4	1.7
三	子	100.00	10.6	10.3	18.8	7.4	7.3	6.7	37.3	4.7
四	子	100.00	8.6	9.9	22.7	7.3	9.8	6.3	36.3	1.6
五	子	100.00	7.7	8.6	19.3	4.6	10.3	8.8	18.9	9.9

六	子	100.00	—	25.0	27.9	1.7	33.2	13.3	17.5	—
七	子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	9.2	9.4	18.3	6.8	2.0	6.3	24.7	7.6
二	子	100.00	10.8	11.3	19.5	9.5	6.4	6.7	27.3	5.5
三	子	100.00	10.4	10.6	19.4	6.9	7.5	6.9	26.9	5.4
四	子	100.00	7.7	7.5	19.3	6.8	3.7	7.3	31.7	1.8
五	子	100.00	8.3	8.5	19.3	5.7	1.5	6.4	34.6	9.1
六	子	100.00	8.5	8.2	19.9	6.7	1.8	6.3	27.4	6.6
七	子	100.00	4.6	4.9	17.9	4.7	1.5	7.6	21.5	—

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	6.3	6.5	18.9	5.5	1.3	6.7	26.7	2.7
二	子	100.00	7.4	7.6	18.6	6.8	9.9	4.7	30.9	2.8
三	子	100.00	7.3	7.3	18.7	6.0	1.3	5.9	34.5	2.3
四	子	100.00	7.1	7.1	18.8	5.7	1.7	8.3	30.3	2.6
五	子	100.00	6.0	6.5	19.8	4.7	1.9	8.3	30.3	2.6
六	子	100.00	5.4	5.5	19.7	5.8	1.5	7.3	28.7	1.6
七	子	100.00	4.6	4.3	19.7	4.3	1.9	5.5	33.4	3.5

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未滿

總	子女數	總額	牛乳代	間食代	身ノ廻	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一	子	100.00	7.4	7.5	18.3	5.0	1.0	5.4	28.4	2.7

二子	100.00	2.12	18.75	34.9	5.9	2.5	5.0	3.5	1.0
三子	100.00	6.56	19.12	33.6	4.8	2.5	5.3	3.8	3.0
四子	100.00	4.61	3.9	18.7	5.9	3.9	5.5	19.0	2.0
五子	100.00	9.5	14.3	30.6	6.6	3.3	8.8	18.7	1.6
六子	100.00	10.2	30.8	33.7	5.2	14.6	3.5	7.6	6.0
七子	100.00	7.6	15.5	34.3	3.5	18.4	5.4	9.7	5.4

以上の百分率表によつて、先づ各所得階級に就て總平均の費目別割合を觀察しよう。之によれば費目によつては市郡を通じて同様の傾向を示すものもあり、又兩者稍、異なる傾向を示すものもある。例へば教育、「其他」の費目は市郡を通じて、所得の増加に従つて其割合も漸増し、又玩具代、醫療費は共に漸減してゐるのに對して、牛乳代、間食代、保健費等は市郡兩者間に多少傾向を異にしてゐるのである。即ち先づ牛乳代に就て見るに、市部に於ては各所得階級共一〇%臺で略、固定的であるのに對して、郡部では一〇%臺から六%臺へ大體遞減してゐる。又間食代は市部に於ては一六%代から二一%臺へ漸増してゐるのに對して、郡部では二〇%内外で略、固定して居り、一四〇圓乃至一六〇圓級では一八・二一%に低下してゐる。身の廻品代は市部では一〇〇圓乃至一二〇圓級の一九・六四%から一四〇圓乃至一六〇圓級の二一・五六%に低下してゐるが、一六〇圓乃至一八〇圓級では又一七・一九%に上つて居るのに對して、郡部では一九%内外から二一%臺に一高一低してゐる。玩具代は前記の如く市郡共に所得の上るに従つて其割合は減少して居るが、總額中に占むる地位は市部が六%臺から一一%に及ぶに對して、郡部では五%臺から八%臺に止まり其経費が比較的輕少なることが知られる。教育費は市部は五%臺から一二%臺に遞増し、郡部は同じく八%臺から一六%臺に遞増し、其増嵩率は何れも甚だ顯著であるが、之は所得の増加に伴ひ子女數、殊に教育費を要

する年長の子女數が増すための當然の結果である。次に保健費は市部に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓級の七・一七%から漸増して一六〇圓乃至一八〇圓級の八・一〇%となつてゐるが、郡部では六%前後に於て寧ろ固定的である。醫療費は前記の如く市郡共所得の上るに従て漸減してゐるが、其割合は市郡共に甚だ高く、育児費總額の約四分の一が之に當てられてゐることを知るのである。「其他」の費用は市郡共低額所得者に於ては甚だ低率で殆ど言ふに足らないが、所得の増加に伴ふて何れも漸増してゐる。蓋し學校以外の稽古費等は高額所得者の場合に多く例を見るからである。

市部と郡部とを合せたる全國平均に於ては、牛乳代、間食代、身の廻品代は略、固定的であるか、或は小さい幅を以て不規則に上下してゐると云へる。之に對して玩具代及醫療費は所得の増大に伴つて其割合は漸次低下し、又教育費、保健費及「其他」の費目は反對に遞増を示してゐるのである。

次に子供の多寡に依つては如何と云へば、先づ市部に就て觀るに、牛乳代の占むる割合は所得の如何に拘はらず、子供の増加に伴ひ概して遞減してゐる。之は郡部に就ても略、同様だと云へる。間食費は反對に郡市共に子供數に應じて遞増してゐることは云ふ迄もない。又身の廻品代は子女數に關係なく略、固定的であるか、或は輕微な度に於て不規則に一上一下してゐる。玩具代は市郡共に何れの場合も子供數に反比例して居り、之に對して教育費は明白に遞増、寧ろ子供數の増すと伴に飛躍的な増大を示してゐるのである。保健費は市部も郡部も、各所得階級共に稍、増すか或は大體固定的な割合を示してゐるが、醫療費は殆ど例外なく子供數に應じて遞減してゐる。「其他」の費用の割合は市部、郡部共に極めて輕微であつて、市部では子供の數に應じて大體遞増してゐるが、郡部では寧ろ固定的であ

ると云へよう。

最後に、育児費中の各費目は、子女数の多寡に依つて變動を生ずること
は既記の通りであるが、之は所得の大小に依つて更に影響を蒙るもので
あらうか。乞ふ第二十表によつて之を窺はれたい。今煩を避けて一々の解
説を加ふることを省略するが、大體に於て其變動の態様は各所得階級共通
であつて、之から得らるゝ結論は、從て第七節中の第十六表に加へた説明
をくり返すことゝならう。

第二十表 一子世帯を基準とせる各所得

階級別、子女數別育児費内譯の指數

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上二〇〇圓未満

子女數	總 額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	125.73	93.33	106.33	115.90	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
三子	155.64	104.56	115.55	133.36	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
四子	185.81	117.05	126.55	155.55	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
五子	214.66	133.33	136.25	185.90	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
六子	239.74	155.55	149.81	217.73	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上二二〇圓未満

子女數	總 額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	133.22	109.52	116.66	129.93	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
三子	163.04	124.16	123.77	154.41	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
四子	190.56	135.00	131.47	180.33	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
五子	215.66	146.26	139.79	208.30	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未満

六子	260.74	155.71	146.66	235.51	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
七子	287.72	175.70	157.93	266.91	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	總 額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	125.70	112.06	117.33	128.33	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
三子	157.93	127.03	123.55	151.55	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
四子	186.66	135.00	127.71	171.66	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
五子	214.95	146.27	135.00	190.95	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
六子	243.00	157.14	142.86	210.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
七子	271.50	168.57	150.00	229.50	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(5) 一六〇圓以上一八〇圓未満

子女數	總 額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二子	135.33	110.00	116.67	126.67	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
三子	165.00	120.00	123.33	150.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
四子	195.00	130.00	130.00	170.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
五子	225.00	140.00	136.67	190.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
六子	255.00	150.00	143.33	210.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(二) 市 部

(1) 一〇〇圓以上二二〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
二子	一七〇.〇〇	九〇.〇〇	三八.〇〇	九〇.〇〇	九〇.〇〇	三三.〇〇	三六.〇〇	一六.七〇	一六.八〇
三子	一七〇.〇〇	七四.〇〇	六五.〇〇	九一.〇〇	三三.〇〇	四八.〇〇	三三.〇〇	一〇.九〇	四七.七〇
四子	一三〇.〇〇	—	三七.〇〇	六〇.〇〇	三〇.〇〇	四六.〇〇	四〇.〇〇	六.九〇	—
五子	九〇.〇〇	四〇.〇〇	三三.〇〇	七〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	—	—
六子	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一二〇圓以上一四〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
二子	一五〇.〇〇	七〇.〇〇	一八.〇〇	一四.〇〇	八七.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
三子	一七〇.〇〇	三六.〇〇	三六.〇〇	一六.〇〇	五〇.〇〇	四七.〇〇	三三.〇〇	一七.〇〇	三三.〇〇
四子	一四〇.〇〇	九〇.〇〇	三〇.〇〇	一六.〇〇	四〇.〇〇	三六.〇〇	三六.〇〇	七.〇〇	五七.〇〇
五子	一六〇.〇〇	七〇.〇〇	九〇.〇〇	三三.〇〇	五〇.〇〇	五〇.〇〇	四四.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
六子	一三〇.〇〇	三三.〇〇	三三.〇〇	一四.〇〇	三〇.〇〇	三九.〇〇	三六.〇〇	三三.〇〇	—
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
二子	一三〇.〇〇	二七.〇〇	一六.〇〇	一七.〇〇	三三.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	一五.〇〇	一五.〇〇
三子	一七〇.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	一七.〇〇	三三.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	一七.〇〇	一五.〇〇
四子	一三〇.〇〇	一四.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	一五.〇〇	一五.〇〇	一五.〇〇	一五.〇〇	一五.〇〇

育児費調査結果の概要(二)

五子	一三〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
六子	一〇〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 一六〇圓以上一八〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
二子	一五〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
三子	一七〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
四子	一三〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
五子	一四〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
六子	一三〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(三) 郡 部

(1) 八〇圓以上一〇〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
二子	一七〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
三子	一七〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
四子	一四〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
五子	一六〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
六子	一三〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上一二〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	身代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
二子	一三〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇
三子	一七〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇

四子	一五、四、四	一七、九、四	二〇、九、四	一八、三、三	一七、九、三	一五、三、三
五子	一六、八、三	一七、三、三	一七、三、〇	二八、七、四	三三、五、五	六、五、〇
六子	一五、四、四	一五、三、八	九、三、七	四六、二	三〇、七、八	一〇、〇
七子	一五、三、三	一五、四、七	一六、四、六	一六、四、六	一六、四、六	一六、四、六

(3) 一二〇圓以上一四〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二子	一三、〇、七	一四、六、一	一三、七、二	一七、三、三	一七、三、三	一七、三、三	一七、三、三	一七、三、三
三子	一四、〇、〇	一四、六、一	一三、七、二	一五、七、一	一五、七、一	一五、七、一	一五、七、一	一五、七、一
四子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
五子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
六子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
七子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇

(4) 一四〇圓以上一六〇圓未満

子女數	總額	牛乳代	間食代	玩具代	教育費	保健費	醫療費	其ノ他
一子	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
三子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
四子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
五子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
六子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇
七子	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇	一五、〇、〇

第九 子女數と一般生活費及育兒費

合計額

上來一般生活費及育兒費が子女の有無多寡に依つて夫々如何に變化するかを觀察したが、茲に改めて兩者合計額の變動を考察したい。但し各所得階級別に之を點檢することは餘りに煩雜に失するから、總平均に就て窺ふこととする。即ち子女數別の所得總平均額、子女數別の一般生活費、同上育兒費並に兩者合計額、平均所得額に對する兩者合計額の割合、無子世帯を基準とせる支出總額の指數を一覽表に掲出すれば次の如くである。

第二十一表 子女數別一般生活費及育兒費合計額

(一) 全國

子女數	平均所得額	一般生活費	育兒費	合計	平均所得額に對する割合	無子世帯の支出總額に對する割合
一子	二八、三〇	七、三	一、五	九、八	〇・三三	一〇〇、〇
二子	二五、二	八、七	二、四	一一、一	〇・四三	一四〇、八
三子	二三、〇	九、三	三、〇	一二、三	〇・五三	一五九、八
四子	二一、八	九、四	三、五	一三、九	〇・六三	一七三、四
五子	二〇、七	九、七	三、八	一三、五	〇・六五	一七三、四
六子	一五、四	一〇、三	三、九	一四、二	〇・九二	二六、七
七子	一四、〇	九、三	四、〇	一三、三	〇・九五	一九一、四
總平均	二六、四	八、七	二、四	一一、一	〇・四三	—

子女數	平均所得額	一般生活費	育兒費	合計	平均所得額に對する割合	無子世帯の支出總額に對する割合
一子	一四、六	二、〇	〇、三	二、三	〇・一六	—
二子	一四、〇	二、〇	〇、三	二、三	〇・一六	—
三子	一三、三	二、〇	〇、三	二、三	〇・一七	—
四子	一三、〇	二、〇	〇、三	二、三	〇・一七	—
五子	一三、〇	二、〇	〇、三	二、三	〇・一七	—
六子	一三、〇	二、〇	〇、三	二、三	〇・一七	—
七子	一三、〇	二、〇	〇、三	二、三	〇・一七	—
總平均	一四、六	二、〇	〇、三	二、三	〇・一六	—

三	子	一五、八	二九、三〇	三三、四	一五、四	〇・九	一五・九三
四	子	一五、八	一三、九	四、三	一五、三	〇・九四	一四・九
五	子	一七、四	一五、五	四、七	一七、三	〇・九七	一七・六
六	子	一七、七	一六、五	五、三	一七、七	一・三	一七・五
七	子	—	—	—	—	—	—

(三) 郡 部

子女数	平均所得額	一般生活費	育児費	合計	平均所得額ニ對スル割合	無子世帯率(百トセル支出總額ノ指)
總平均	一三、八三	六、八	一七、七〇	六五、五	〇・七	—
〇子	一〇、九三	五、四	—	五、四	〇・五	一〇〇・〇
一子	一四、九	六、九	一三、一〇	三〇、〇	〇・七〇	一三・六
二子	一〇、三	四、四	一六、五	二八、〇	〇・七三	一四・〇
三子	一八、六〇	七、〇	二〇、四	四八、〇	〇・八	一七・七
四子	二五、五〇	九、八	三三、三	六八、八	〇・八一	一八・〇
五子	三六、七	一三、七	三三、五	八〇、九	〇・八四	一九・五
六子	四四、五	一五、三	三三、三	九三、一	〇・九	二四・〇
七子	一四、八	九、三	四〇、五	六四、六	一・〇	三三・四

本表に依て之を窺へば、市部に於ける一般生活費及育児費の合計額總平均は一四〇圓三八錢、同じく郡部に於ては八五圓五八錢、全國平均に於ては一〇五圓九五錢であつて、之を平均所得に對比すれば、市部は九四%、郡部は七六%、全國平均は八四%に達して居る。即ち市部に於ては殆ど收入の全部が一般生活費と育児費とに注入されてゐると云ふことが出来、之に對して郡部に於ては稍々餘裕が存してゐると考へられる。勿論此割合は子女の有無多少に依て變化するのであつて、市部に於ては無子世帯が總所得の七一%を支出する(此場合は一般生活費だけである)のに對し、一子世帯は九〇%、二子世帯は九三%と漸次遞増して五子の九七%、六子の一二二%となつてゐる。即ち五子迄は辛うじて生計が可能であるが、六子に於ては一般生活費及育児費の支出のみで二二%の収入不足を告げてゐることを知るのである。次に郡部に於ては無子世帯の生活費が収入の五三%に止まるに對して、一子世帯は七〇%、二子世帯は七三%と漸増し、六子の九四%、七子の一〇四%に至つてゐる。即ち郡部は市部程甚しくはないが、それでも六子を擁する家庭は収入の殆ど全部を一般生活費及育児費に注入してゐることが知られ、七子の家庭に至つてはやはり若干の赤字を呈してゐることが判るのである。之を全國平均に就て觀れば、無子世帯は収入の六二%を生活費に充てゝゐるのに對して、一子世帯は八三%、二子世帯八二%、三子世帯八八%、四子世帯八六%、五子世帯八九%、六子世帯一〇二%、七子世帯一〇四%と略々漸増し、六子及七子世帯はやはり一般生活費及育児費だけで赤字を呈してゐるのである。

次に無子世帯の支出額を一〇〇として觀たる子女數別の指數は、市部では一子一二三、二子一三九、三子一五三、四子一六五、五子一七二、六子二一四と漸次増高し、三子で五割以上、六子で倍以上の支出を要することとなるのである。又郡部では一子一三二、二子一四六、三子一七四、四子一八四、五子一九二、六子二四九、七子二五二と漸増し、二子で約五割近く、五子で約倍額、六子で二倍半、七子で二倍半以上の支出を必要として居り、其増高率は市部よりも却て高い。此事は無子家庭の生活費が郡部よりも市部に於て著しく膨脹してゐるためと解される。更に全國平均に就て觀れば、一子一三五、二子一四一、三子一六〇、四子一六七、五子一七二、六子二一六、七子一九一となつて居り、三子で約五割以上、六子で倍以上の支出を必要としてゐることが窺はれる。

第十 子女數と室數並疊數

一般生活費及育児費が子女の有無多寡に大なる関係をもつことは以上によつて詳細を明かにされたが、尙本調査に於ては右の如き貨幣量を以て現はさるゝ項目の外に、子女の有無多寡と關係あるべきものとして、室數及

疊數並に衣料切符消費量を記載せしむることとした。室數及疊數に就て先づ述べることとするが、之は現在住んでゐる家屋（母家のみ）の部屋數並に疊數を書かせたのであつて、間借やアパート住ひの場合は、其の使用室數と疊數に依ることとした。

先づ室數別・子女數別の分布を見よう。

第二十二表 子女數別室數

(一) 全國

子女數	總世帯數															
	一室	二室	三室	四室	五室	六室	七室	八室	九室	十室	十一室	十二室	十三室	十四室	不詳	
總數	四四三六	一〇五	六二二	一三〇八	一一九三	六八八	二七一	一一二	六二	一四	一八	七	四	一	四	二七
〇子	六六八	五七	一三〇	一八六	一四九	八八	二七	一四	四	一	二	一	一	一	一	八
一子	一〇〇六	三一	一七四	三四七	二二二	一四三	三七	二四	九	一	二	二	一	一	一	三
二子	一一六三	九	一六〇	三四一	三三〇	一八〇	八〇	二九	一五	三	五	一	一	一	一	九
三子	九〇四	五	九六	二六〇	二六九	一五五	六〇	二四	二一	四	四	二	一	一	二	二
四子	五〇六	一	四一	一三〇	一五五	九〇	四九	一九	一〇	二	二	一	一	一	二	四
五子	一五六	一	一六	三六	五二	二五	一七	一	三	一	三	一	一	一	一	一
六子	三〇	一	四	六	六	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七子	三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
(二) 市部																
子女數	總世帯數	一室	二室	三室	四室	五室	六室	七室	八室	九室	十室	十一室	十二室	十三室	十四室	不詳
總數	一六五一	五二	一二三	五八二	四四七	三一〇	七五	二八	一三	二	七	一	一	一	二	九
〇子	二六五	三五	三六	七四	五八	四五	九	四	一	一	一	一	一	一	一	三
一子	四〇九	一四	四五	一六三	八二	七八	一四	八	四	一	一	一	一	一	一	一
二子	四四一	二	三三	一六一	一二四	八一	二四	一一	二	一	一	一	一	一	一	二
三子	三一八	一	七	一一二	一一三	六一	一四	二	三	一	二	一	一	一	一	一
四子	一六四	一	二	五六	五一	三四	七	三	四	一	二	一	一	一	一	二

		(三) 郡 部														
		一室	二室	三室	四室	五室	六室	七室	八室	九室	十室	十一室	十二室	十三室	十四室	不詳
子女数	總世帯數	二七八五	五三	四九九	七二六	七四六	三七八	一九六	八四	四九	一二	一一	六	一	一	二一八
○ 子		四〇三	二二	九四	一一二	九一	四三	一八	一〇	四	一	一	六	一	一	五
一 子		五九七	一七	一二九	一八四	一五〇	六五	二三	一六	五	一	一	二	一	一	三
二 子		七二二	七	一一七	一八〇	二〇六	九九	五六	一八	一三	三	四	一	一	一	七
三 子		五八六	五	八九	一四八	一五六	九四	四六	二二	一八	三	三	二	一	一	一
四 子		三四二	一	三九	七四	一〇四	五六	四二	一六	六	一	一	一	一	一	二
五 子		一一〇	一	一六	二三	三五	一七	一〇	一	三	一	一	一	一	一	二
六 子		二三	一	四	三	四	四	一	一	一	三	一	一	一	一	一
七 子		三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

以上によつて見れば、市郡を通じて二室乃至五室のものが大多数を占めてゐることが判るが、其順位は市郡に依て稍、相違する。即ち市部では三室の五八二世帯を第一位として、四室の四四七、五室の三一〇、二室の一三三之に亞ぎ、合計一四六二世帯となつて、總數の八八・五%を占むるに對し、郡部では四室の七四六世帯、三室の七二六、二室の四九九、五室の三七八と順次し、此の合計三三四九世帯であつて、總數の八四・四%に當る。

全國を通じてみれば、三室の一三〇八世帯を第一位として、四室の一九三、五室の六八八、二室の六二二世帯之に順次し、合計三八一一世帯となつて、總數の八五・九%を占めてゐる。

次に子女數別疊數を観察すると左表の如くであつて、全國を通じて一二疊乃至二四疊のものが最多數で、總數の約六〇%を占めてゐる。但し之を

育児費調査結果の概要(二)

市郡別に見れば、市部では一二疊乃至一五疊のものが第一位を占め、一五疊乃至一八疊、一八疊乃至二一疊、二一疊乃至二四疊のものに之に順次し、以上を以て總數の七一・三%を占めるに對し、郡部では一八疊乃至二一疊のものが第一位を占めて、一二疊乃至一五疊、一五疊乃至一八疊之に亞ぎ、第四位は二四疊乃至二七疊であり、右四者で總數の五四・二%を占めてゐる。即ち郡部では市部よりも使用疊數は比較的多いことが知られるのである。

第二十三表 子女數別疊數

(一) 全 國									
疊 數	總世帯數	〇子	一子	二子	三子	四子	五子	六子	七子
總 數		四四三	六八、一〇六	一、二三五	九四	五、六	一、五	三	三
		六	二〇	七	三				

總數	疊數						
	〇子	一子	二子	三子	四子	五子	六子
六一九	二五	三五	三六	四三	五三	六一	—
九一二	三五	四六	四九	五三	五五	—	—
一一一五	七六	一〇七	一〇六	一〇三	一〇三	—	—
一五一八	九六	一四七	一四〇	一四〇	一三五	—	—
一八一二	七三	一〇七	一〇七	一〇七	一〇三	—	—
二一一二	四〇	一〇九	一〇九	一〇九	一〇三	—	—
二四二七	一〇一	一〇八	一〇八	一〇八	一〇七	—	—
二七三〇	七三	一〇四	一〇四	一〇四	一〇三	—	—
三〇一三	五三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—	—
三三三六	五五	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	—	—
三六三九	九	二四	一	—	—	—	—

(一) 市部

總數	疊數						
	〇子	一子	二子	三子	四子	五子	六子
三九一	三三	三二	三七	三九	三八	—	—
不詳	—	—	—	—	—	—	—
一一一五	七六	一〇七	一〇六	一〇三	一〇三	—	—
一五一八	九六	一四七	一四〇	一四〇	一三五	—	—
一八一二	七三	一〇七	一〇七	一〇七	一〇三	—	—
二一一二	四〇	一〇九	一〇九	一〇九	一〇三	—	—
二四二七	一〇一	一〇八	一〇八	一〇八	一〇七	—	—
二七三〇	七三	一〇四	一〇四	一〇四	一〇三	—	—
三〇一三	五三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—	—
三三三六	五五	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	—	—
三六三九	九	二四	一	—	—	—	—

(三) 郡部

又所得階級別に依る平均室數及疊數を子女數別に表示すれば次の如くであつて、市郡を通じて何れも所得の増加と共に増大してゐる。之は勿論當然のことであるが、兩者共各所得階級を通じて郡部の方が市部よりも大である。即ち郡部に於ては六十圓未満の所得者では三室弱、二〇疊餘であるが、所得の上昇と共に漸次増加して二百圓以上では約六室、三四疊餘となるに對し、市部では之が四・七室、二三疊たらずに止まつてゐるのである。全國を通じてみれば、六〇圓未満の二・九室、二〇・三七疊に始まり、

漸増し二百圓以上の五室、二四・九五疊に至つてゐる。

第二十三表 所得階級別、子女數別平均室數

子女數	(一) 全國	
	總平均	未滿
總平均	六〇円	六〇円
〇子	三・八二・九	三・三三・五
一子	三・四二・七	三・三三・三
二子	三・六二・八	三・四二・二
三子	三・九四・〇	三・九三・七
四子	四・一	三・三三・六
五子	四・二二・〇	三・五〇・八
六子	四・六	四・〇
七子	二・七	三・〇

(二) 市 部

子女數	總平均	
	未滿	六〇円以上
總平均	六〇円	六〇円
〇子	三・八	三・〇
一子	三・四	三・八
二子	三・七	三・五
三子	三・九	三・九
四子	四・二	四・〇
五子	四・二	六・五
六子	四・〇	五・五
七子	四・〇	三・〇

(三) 郡 部

子女數	總平均	
	未滿	六〇円以上
總平均	六〇円	六〇円
〇子	三・八二・九	三・三三・五
一子	三・五二・七	三・三三・三
二子	三・九四・〇	三・九三・七
三子	四・〇	三・三三・六
四子	四・三二・〇	三・三三・八
五子	四・二	五・〇
六子	四・九	四・〇
七子	二・七	三・〇

第二十四表 所得階級別、子女數別平均疊數

(一) 全國

子女數	總平均	
	未滿	六〇円以上
總平均	六〇円	六〇円
〇子	三・三三・三	三・三三・三
一子	三・三三・三	三・三三・三
二子	三・三三・三	三・三三・三
三子	三・三三・三	三・三三・三
四子	三・三三・三	三・三三・三
五子	三・三三・三	三・三三・三
六子	三・三三・三	三・三三・三
七子	三・三三・三	三・三三・三

(二) 市 部

育兒費調査結果の概要(二)

子女數	總平均	六〇以上	八〇以上	一〇〇以上	一二〇以上	一四〇以上	一六〇以上	一八〇以上	二〇〇以上
總平均	六〇	八〇	一〇〇	一二〇	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇	以上
〇子	一七・四	一四・九	一五・五	一六・六	一七・七	一八・八	一九・九	二〇・〇	二一・〇
一子	一六・六	一四・〇	一五・〇	一六・一	一七・二	一八・三	一九・四	二〇・五	二一・六
二子	一七・八	一四・一	一五・二	一六・三	一七・四	一八・五	一九・六	二〇・七	二一・八
三子	一八・七	一五・五	一六・五	一七・六	一八・七	一九・八	二〇・九	二一・〇	二二・一
四子	一九・五	一六・三	一七・三	一八・四	一九・五	二〇・六	二一・七	二二・八	二三・九
五子	二〇・九	一七・七	一八・七	一九・八	二〇・九	二二・〇	二三・一	二四・二	二五・三
六子	二一・五	一八・三	一九・三	二〇・四	二一・五	二二・六	二三・七	二四・八	二五・九
七子	二二・〇	一九・〇	二〇・〇	二一・〇	二二・〇	二三・〇	二四・〇	二五・〇	二六・〇

(三) 郡部

子女數	總平均	六〇以上	八〇以上	一〇〇以上	一二〇以上	一四〇以上	一六〇以上	一八〇以上	二〇〇以上
總平均	六〇	八〇	一〇〇	一二〇	一四〇	一六〇	一八〇	二〇〇	以上
〇子	一七・八	一五・五	一六・五	一七・六	一八・七	一九・八	二〇・九	二一・〇	二二・一
一子	一七・二	一四・八	一五・八	一六・九	一八・〇	一九・一	二〇・二	二一・三	二二・四
二子	一八・〇	一五・二	一六・三	一七・四	一八・五	一九・六	二〇・七	二一・八	二二・九
三子	一九・四	一六・六	一七・六	一八・七	一九・八	二〇・九	二二・〇	二三・一	二四・二
四子	二〇・八	一七・八	一八・八	一九・九	二一・〇	二二・一	二三・二	二四・三	二五・四
五子	二二・二	一九・〇	二〇・〇	二一・〇	二二・〇	二三・〇	二四・〇	二五・〇	二六・〇
六子	二二・八	一九・六	二〇・六	二一・六	二二・六	二三・六	二四・六	二五・六	二六・六
七子	二三・〇	二〇・〇	二一・〇	二二・〇	二三・〇	二四・〇	二五・〇	二六・〇	二七・〇

次に子女數別の平均室數及平均疊數並に無子世帯を基準とせる子女數別指數を掲ぐれば次の如くである。

第二十五表 子女數別平均室數

子女數	全國	市部	郡部	全國	市部	郡部
總平均	三・八	三・八	三・八	—	—	—

第二十六表 子女數別平均疊數

子女數	全國	市部	郡部	全國	市部	郡部
總平均	二・二	二・七	二・三	二・四	—	—
〇子	一・八	一・五	一・四	一・二	一・〇	一・〇
一子	一・九	一・六	一・七	一・一	一・〇	一・〇
二子	二・一	一・七	一・八	一・三	一・一	一・一
三子	二・二	一・八	一・九	一・四	一・二	一・二
四子	二・三	一・九	二・〇	一・五	一・三	一・三
五子	二・四	二・〇	二・一	一・六	一・四	一・四
六子	二・五	二・一	二・二	一・七	一・五	一・五
七子	二・六	二・二	二・三	一・八	一・六	一・六

右兩表に依て觀れば、平均室數は市部・郡部・全國平均共に三・八室であり、平均疊數は市部は一七・六疊、郡部は二三・四疊、全國平均は二一・二疊である。兩者共子女數の増すに従つて略々遞増してゐるが、其の率は市部の方が郡部よりも稍々高い。然し何れも甚だ輕微であつて、全國平均に就てみれば、六子世帯で室取は三五%、疊數は四七%を増嵩してゐるに止まるのである。此事は子女數の増加に伴つて家賃の實額及支出額中に占むる割合が遞減してゐる事實と照合して注目すべきことと考へられる。

第十一 子女數と衣料切符消費量

衣料切符消費量は昭和十七年二月支給以來、十八年一月末日迄滿一箇年間に使用した點數を、普通切符と制限切符とに分けて之を記入せしめた。茲には總點數に就て觀察したい。先づ各世帯平均一人當の使用量を、十點

區劃を以て子女數別に表示すれば左の如くである。表中一〇〇點以上とあるのは、大部分が一〇〇點であること云ふ迄もなく、唯年度中に世帯員數に變動を生じたか、又は特殊の事情で切符を年度中に増給された場合は平均一〇〇點以上となるのであるが、其數は勿論極めて少ないと云はねばならぬ。

第二十七表 子女數別衣料切符一人當消費量

(一) 全國

子女數	總世帯數	一〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一〇〇	不詳
總數	四、四三六	一一四	一一〇	一六四	二五三	三七一	五七一	六六五	七六六	五五二	三九一	四二二
〇子	六六八	一七	二〇	二二	三三	五一	六七	八六	一一一	九〇	六八	九〇
一子	一、〇〇六	二六	二九	三八	四五	五九	一一一	一三五	一九〇	一二七	一〇六	一二五
二子	一、一六三	二八	三五	四三	七九	一二二	一四〇	一六六	一八九	一四六	一〇三	一一〇
三子	九〇四	二二	二六	三六	四〇	七二	一四三	一六四	一六一	一〇九	七一	五四
四子	五〇六	一六	八	一六	四二	五四	八三	七八	八三	六四	二八	二三
五子	一五六	五	二	八	一四	一五	二四	三〇	二五	一四	一一	八
六子	三〇	一	一	一	一	一	三	五	五	二	四	二
七子	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(二) 市部

子女數	總世帯數	一〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一〇〇	不詳
總數	一、六五一	四五	四二	四九	四四	八二	一三一	一七七	二二六	二八四	二七四	二六九
〇子	二六五	四	八	三	八	一一	二二	二七	二九	四一	五〇	五七
一子	四〇九	一五	一〇	一六	一一	一三	三三	三九	五四	六〇	七五	七三
二子	四四一	一〇	一二	一四	一三	二八	三五	二九	六五	八一	六九	八〇
三子	三一八	五	八	一〇	四	一八	二六	二一	四六	五九	四九	三八
四子	一六四	八	四	三	五	七	一四	二	二五	三九	一八	一五
五子	四六	三	一	二	三	四	一	九	六	四	一〇	五
六子	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(三) 郡 部

七	子	子女數	總世帶數	一〇一	二〇三	三〇三	四〇四	四〇五	五〇六	六〇七	七〇八	八〇九	九一〇	一〇〇一	不詳
〇	子	數	二、七八五	六九	七八	一二五	二〇九	二八九	四四〇	四八八	五四〇	二六八	一一七	一四三	二九
一	子		四〇三	一三	一二	一九	二五	四〇	四五	五九	八二	四九	一八	三三	八
二	子		五九七	一一	一九	二二	三四	四六	七八	九六	一三六	六七	三一	五二	五
三	子		七三二	一八	二三	二九	六六	八四	一〇五	一三七	一二四	六五	三四	三〇	七
四	子		五八六	一七	一八	二六	三六	五四	一〇七	一二二	一一五	五〇	二二	一六	三
五	子		三四二	八	四	一三	三七	四七	六九	五七	五八	二五	一〇	八	六
六	子		一一〇	二	二	六	一一	一一	二四	二一	一九	一〇	一	三	一
七	子		二二	一	一	一	一	七	二	五	四	二	一	一	一

右に依て之を觀れば、全國平均に於ては一人當七〇乃至八〇點使用の世帯が第一位を占め、六〇乃至七〇點、五〇乃至六〇點、八〇乃至九〇點の使用世帯が之に亞ぎ、以上だけで總數の五七・八%を占めてゐる。然るに之を郡部と市部とに分けて觀察すれば、一般に市部では使用點數が著しく多く、八〇乃至九〇點の世帯が第一位を占め、九〇乃至一〇〇點、一〇〇點以上、七〇乃至八〇點の使用世帯が之に亞ぎ、右四者で總數の六八・四%を占めてゐる。之に對して郡部では七〇點臺の使用世帯が第一位であつて、六〇點臺が第二位、五〇點臺が第三位、四〇點臺が第四位となり、以上四者で總數の六三・一%を占めてゐるのである。

又所得階級別に依る衣料切符の平均一人當消費量は左の如くであつて、市郡を通じて所得の増加に伴つて、大體遞増を示してゐる。即ち郡部に於ては六〇圓未満の五三點を最低として、二〇〇圓未満の八〇・一點を最大とし、市部では八〇圓以上一〇〇圓未満の六八・五點を最低として二〇〇

圓以上の七九・九點を最大としてゐるのである。市郡を合せた全國平均に就ても、其増加傾向は之を窺ふことが出来る。

第二十八表 所得階級別衣料切符一人當消費量

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇圓	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓
總平均	六〇・六	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
〇 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
一 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
二 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
三 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
四 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
五 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三
六 子	六〇・五	五〇・七	六〇・三	六〇・六	六〇・九	七〇・五	七〇・三	七〇・三	七〇・三

第二十九表 子女數別衣料消費量(一人當)

子女數	(二) 市 部			
	全國	市部	郡部	全國
總平均	六六・六	七四・八	六一・七	—
〇子	六九・五	七八・三	六三・八	一〇〇・〇〇
一子	六九・五	七四・九	六五・八	一〇〇・〇〇
二子	六六・〇	七五・三	六〇・三	九四・九六
三子	六四・九	七三・九	六〇・一	九三・三八
四子	六二・四	七〇・九	五八・三	九〇・五五
五子	六一・八	六九・六	五八・五	八八・八九
六子	六七・〇	七三・八	六四・五	九六・四〇
七子	七一・七	—	七一・〇	一一二・三八

子女數	(三) 郡 部			
	全國	市部	郡部	全國
總平均	六六・六	七四・八	六一・七	—
〇子	六九・五	七八・三	六三・八	一〇〇・〇〇
一子	六九・五	七四・九	六五・八	一〇〇・〇〇
二子	六六・〇	七五・三	六〇・三	九四・九六
三子	六四・九	七三・九	六〇・一	九三・三八
四子	六二・四	七〇・九	五八・三	九〇・五五
五子	六一・八	六九・六	五八・五	八八・八九
六子	六七・〇	七三・八	六四・五	九六・四〇
七子	七一・七	—	七一・〇	一一二・三八

本表に依て觀れば、市部の一世帯平均一人當消費量は總平均七四・八點、郡部は六一・七點、全國平均六六・六點であり、市部と郡部との表は約三點である。而して子女の有無多寡に依る變動を觀るに、市部では無子世帯の平均使用量が最大であつて、子女數が増すに従つて概ね多少づゝ遞減して居り、郡部では一子世帯が最大であつて、子女數の増すに従つて之亦略々遞減してゐる。然し六子以上になると郡部も市部も亦消費量が一躍増大してゐることは注目すべきである。之は全國平均にも見られる所であつて、茲では無子世帯と一子世帯の消費量は同等であり、以下五子までは遞減し、六子世帯から増當に轉じ、七子世帯では無子世帯の平均消費量を突破してゐるのである。

第十二 要 約

上記述べた所に基つき、茲に簡單に其要點を列擧すれば次の如くである。但し以下は概ね全國平均の傾向と諒承されたい。

子女數	總平均			
	六〇円未満	八〇円以上	一〇〇円以上	一四〇円以上
總平均	六〇・七	五五・〇	六〇・五	六〇・四
〇子	六八・八	五五・七	六二・八	六二・三
一子	六八・八	六二・八	六二・八	六二・三
二子	六〇・三	五五・〇	六〇・八	六〇・五
三子	六〇・一	五五・二	六〇・二	六〇・三
四子	五八・三	五五・〇	六〇・一	六〇・七
五子	五八・五	五五・〇	六〇・三	六〇・七
六子	六四・五	—	六〇・〇	六〇・〇
七子	七一・七	—	六五・〇	七一・〇

次に一人當消費量を子女數別世帯に分ち、且つ無子世帯を基準として其指數を算出すれば次の如くである。

(一) 有子世帯と無子世帯との比は八五%對一五%であり、平均子女数は二・〇人、無子世帯を除いた平均は二・四人である。大體に於て所得の増加と共に子女數も増してゐる。

(二) 所得額の總平均は一二六圓四錢で、一般生活費は平均八三圓七二錢であり、所得の六六%に當る。所得が大體二〇圓上る毎に一般生活費は平均一〇圓六八錢の増加となり、其所得に對する支出割合は漸次低下する。

(三) 子女の數が増すに従つて一般生活費は勿論増すが、無子世帯の一般生活費は一子及二子世帯のそれよりも寧ろ大である。

(四) 一般生活費の内譯實額を子女數別に觀察すれば次の如くである。住居費中家賃は子女數に反比例して漸落する。

食費就中米麥費は子女數の増す毎に規則的に増大する。

衣料費は子女數の増加に伴ひ増嵩するも、大人用の衣料費は無子世帯が最大であつて、子女の數に伴ひ遞減してゐる。

光熱費は子女數の増すに従つて何れも増大するが、此内電氣代はさ程顯著でない。

(五) 一般生活費の内譯を支出總額に對する割合を以て示し、且つ所得の大小に應じて觀察すれば次の如くである。

住居費は一五%内外で、所得の増大に伴ひ増加して二〇%弱に及ぶ。

食費は各所得階級を通じて殆んど變化なく、何れも五〇%弱を占めてゐる。

衣料費は二三%弱を最高として、所得の増大に伴ひ低下して二〇%内外に至る。

光熱費は一四%を最高として、所得の増加に伴ひ遞減して一〇%餘に至る。

る。

(六) 子供の有無多寡に依つて此割合は次の様に變化する。

住居費は無子世帯を最高として子女數を増すに従ひ遞減す。

食費は子女數の増加に従ひ遞増する。

衣料費は子女數の増加に伴ひ多少増嵩するも、下級所得者では略々固定的である。

光熱費は概ね固定的であつて、子女の有無多寡に影響されることが少ない。

(七) 育児費總額は平均二二圓二四錢であつて、所得が平均約二〇圓上るに従つて三圓八〇錢の増加を示す。其支出額は所得の一七%内外に略々固定してゐる。

(八) 育児費總額は子女數の増加に伴ひ遞増するが、其内譯に就て個々に觀れば次の如くであつて、必ずしも總てが同一歩調ではない。

教育費・間食費・「其の他」の費用及保健費は大體此順序を以て増大してゐる。

身の廻品・醫療費及牛乳代は増嵩率比較的微小であり、玩具代は明かに遞減してゐる。

(九) 育児費の内譯を總額に對する割合を以て示し、且つ所得の大小に依つて觀れば大體次の如くである。

牛乳代・間食代・身の廻品代は各所得階級を通じて略々固定的である。

玩具代及醫療費は所得の増大に伴ふて其割合は低下する。

教育費・保健費及「其の他」の費用は所得の増大に伴ひ其割合を高める。

(十) 子女の多寡に依つて此割合は次の様に變化する。

牛乳代 子女数の増加に伴ふて遞減する。

間食費 子女数と共に増加する。

身の廻品代 子女数に關係なく固定的である。

玩具代 子女数に反比例して遞減する。

教育費 子女数に應じて激増する。

保健費 子女数に拘はらず概ね固定的である。

醫療費 子女数に反比例して遞減する。

「其の他」の費用 子女数と共に概して増大する。

(十一) 育児費八種目と一般生活費中の子供用衣料費とを加算した總育児費額は全國平均二九圓六七錢であつて總平均所得の二三%に當る。之が子女数の増加に伴つて増嵩するのは當然であつて、一子世帯を一〇〇とすれば、二子は三〇%、三子は五四%、四子は七三%、五子は八八%、六子は一一九%、七子は一五二%を増すこととなる。

(十二) 一般生活費と育児費總額との合計額は平均一〇五圓九五錢であつて、平均所得額の八四%に當る。此合計支出額が子女数に應じて増大するのは云ふ迄もなく、其所得に對する割合も無子世帯の六二%を最低として漸増し、六子の一〇二%、七子の一〇四%に至り、六子及七子世帯は之だけで赤字を呈することとなる。又無子世帯の支出額を一〇〇とす

れば、一子一三五、二子一四一、三子一六〇、四子一六七、五子一七二、六子二一六、七子一九一となり、三子で五割以上、六子で倍以上の支出を必要とすることが窺はれる。

(十三) 家の室數は三室のものが最も多く、四室・五室及二室が之に順次し、疊數は一・二疊乃至一・五疊のものが最も多く、一・八疊乃至二・一疊、一・五疊乃至一・八疊、二・一疊乃至二・四疊のものが之に次いでゐる。而して一世帯當平均室數は三・八室、平均疊數は二・二疊である。所得の増大に伴つて室數及疊數が多くなるのは云ふ迄もないが、子女数の多寡に依る變動は極めて輕微で、六子世帯で室數は三五%、疊數は四七%を増嵩してゐるに止まる。

(十四) 衣料切符消費量は一人當七〇乃至八〇點使用世帯が第一位を占め、六〇乃至七〇點、五〇乃至六〇點、八〇乃至九〇點の使用世帯が之に順次してゐる。一人當平均使用量は六六・四點であつて、所得の増加に伴つて使用點數は増加する。又子女の有無多寡によつて之が變動を見れば、無子世帯と一子世帯とは共に平均六九・五點であり、以下五子まで遞減し、六子世帯から増嵩に轉じ、七子世帯では無子世帯の平均量を突破してゐる。(完)